

大阪市告示第1426号

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 5 項の規定により養育医療機関を指定したので、大阪市母子保健法施行細則（昭和 41 年大阪市規則第 57 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 22 日

大阪市長 横 山 英 幸

①名称 ②所在地 ③開設者 ④指定年月日

①社会医療法人大阪国際メディカル&サイエンスセンター 大阪警察病院

②大阪市天王寺区烏ヶ辻 2－6－40

③社会医療法人大阪国際メディカル&サイエンスセンター

④令和 7 年 1 月 1 日

（健康局保健所管理課）